

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 1	理念・目的及び教育目標
	理念・目的及び教育目標／教育目標の検証

[参考：2014 年度の現状（概要）]

法務研究科では、専門職大学院学則第 4 条の 2 において、「教育理念・目的」を以下のとおり明確に設定している。

○法務研究科は、建学の精神に基づく「共生（ともいき）」の理念と「日本国憲法の精神を護り発展させる」という法学教育の理念を実現するため、「理論と実務」を架橋し、専門的能力を着実に育む教育プログラムを提供することにより、多様で複雑な現代社会の諸問題に対して鋭い人権感覚をもって対処する「市民のために働く法律家」を養成することを目的とする。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
1-1 理念・目的及び教育目標は、明確に設定されているか（「大学院」第 1 条の 2）。	I◎	A	A
1-2 理念・目的及び教育目標は、法科大学院制度の目的に適合しているか（「連携法」第 1 条）。	I◎	A	
1-3 理念・目的及び教育目標は、教職員、学生等の学内の構成員に周知しているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

1-3 学生に対する「理念・目的及び教育目標」周知については、2014 年度までに入学時「履修ガイダンス」で説明することで対応済である。2015 年度にはこれを前提として、「学生手帳」p.10 及び「履修要項」p.38 に「理念等」を掲載し、学生全員に配付することで、継続的な周知を図った。なお、これらの資料は毎年学生全員に配付しているものである。

教職員のうち、専任教員については、教授会において、前年度末に実施した「修了生進路状況調査」の調査結果に基づき理念等の検証を行うことにより、また、事務職員は、「理念等」を掲載する各種媒体の編集・作成に携わることから、教授会及び各々の業務を通じて「理念等」が浸透していると判断できる。

なお、客員教授及び非常勤講師に対しては、「出講手帳」p.4 に「理念等」を記載し、その周知を図っている。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

[前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項]
特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
1-3	①「2015 年度学生手帳」2015 年 3 月
	②「2015 年度履修要項」2015 年 3 月
	③「2015 年度 龍谷大学出講手帳」2015 年 3 月
	④「2015 年度第 1 回（225 回）法科大学院教授会議事録（抜粋）」2015 年 4 月 8 日開催
	⑤「2014 年度 修了生進路状況調査 教育目標の検証に係る設問に関する集計結果」2015 年 4 月 8 日教授会報告

II. 評価結果

総評
基準 1-3 学生に対する「理念・目的及び教育目標」周知については、「学生手帳」及び「履修要項」に「理念等」を掲載し、学生全員に配付することで、継続的な周知を図った点は評価できる。教職員に対しても、教授会等で周知を図っている点は評価できる。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
①	教育課程の編成

[参考：2014 年度の現状（概要）]

教育課程の編成については、「龍谷版共通の到達目標モデル」に基づき、法律基本科目 31 科目（64 単位：公法系 8 科目 16 単位、民事法系 16 科目 34 単位、刑事法系 7 科目 14 単位）、法律実務基礎科目 7 科目（14 単位）、基礎法学・隣接科目 16 科目（20 単位）、司法試験選択科目を含む展開・先端科目 25 科目（54 単位）をバランスよく開設している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第 2 条、「告示第 53 号」第 5 条）。	I ◎	A	A
2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか（「連携法」第 2 条）。	I ◎	—	
2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第 53 号」第 5 条第 2 項）。	I ◎	A	
2-4 カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。	I ○	A	
2-5 授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。	I ◎	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-5 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重については以下のとおりである。

適切な授業内容を担保するための取り組みとしては、論述指導等に関するガイドラインを定めていることが挙げられる。このガイドラインでは、受験指導の定義を明確にするとともに、具体例を挙げてかかる指導は行わないことを明文化している。このガイドラインについては、「シラバス作成の手引」 pp. 8-9 に掲載することで周知している。

授業内容の適切性の検証については、「教員相互による授業参観」を通じて実施している。具体的には、参観者が記入する「授業参観シート」に、「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを設け（「授業参観シート・コメント集」（pp. 3-8, 13-19）、FD全体会での討議を通じて検証している（「2015年度FD活動報告書」pp. 24-25）。
〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
なし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-5	① 「2015 年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」 2015 年 2 月
	② 『「教員相互による授業参観」 参観シート・コメント集 [2015 年度]」 2016 年 4 月
	③ 「龍谷大学法科大学院 2015 年度 FD 活動報告書」 2016 年 4 月

II. 評価結果

総評 基準 2-5 「論述指導等に関するガイドライン」を定め、受験指導の定義を明確にするとともに具体例を挙げてかかる指導は行わないことを明文化し、「シラバス作成の手引き」で周知していることから、適切に実行しているものと判断する。 また、「教員相互による授業参観」を実施し、参観者が参観後に記載する「授業参観シート」をもとに、FD全体会においてその結果を検証していることは、根拠資料でも明らかであり評価できる。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》 「教員相互による授業参観」を実施し、参観者が参観後に記載する「授業参観シート」をもとにFD全体会での結果を検証している点は評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
②	単位及び授業期間の設定／法理論教育と法実務教育の架橋／法律実務基礎科目／法情報調査及び法文書作成

[参考：2014 年度の現状（概要）]

単位については、1 単位当たりの学習量を 45 時間と設定し、2 単位の講義・演習科目の場合は、授業に 30 時間、自主学修に 60 時間を配分し、2 単位実習科目等の場合は、授業に 60 時間、自主学修時間に 30 時間を配分している。また、各授業科目の単位数については、大学設置基準第 21 条第 2 項の規定に照らして、授業方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-6 各授業科目の単位数が、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定されているか（「大学」第 21 条）。	I ◎	A	A
2-7 1 年間の授業期間が、定期試験等の期間を含め、原則として 35 週にわたるものとして適切に設定されているか（「大学」第 22 条）。	I ◎	A	
2-8 各授業科目の授業は、10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行われているか（「大学」第 23 条）。	I ◎	A	
2-9 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。	I ○	A	A
2-10 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか（「告示第 53 号」第 5 条第 1 項第 2 号）。	I ◎	A	A
2-11 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されているか。－	I ○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-7 1 年間の授業期間については、学年暦で定めている。2015 年度学年暦の検討では、① 15 回以上の授業回数確保、② 土曜日を除いて 2 日以上集中補講日の確保、③ 日曜日を除いて 9 日間の定期試験期間の確保等を「基本方針」に掲げた。その結果、授業期間（集中補講日及び定期試験期間を含む）については、第 1 学期には 17 週を確保し、第 2 学期にも年末年始の冬期休暇を除いて 17 週を確保した（「履修要項」p. vi）。したがって、年間ではおおむね 35 週にわたる授業期間を確保しているといえることから、「大学」第 22 条に照らして問題はない。

2-8 授業科目の実施期間については、評価の視点 2-7 で既述のとおり、2015 年度は 15 回以上の授業回数確保を「基本方針」に掲げ、15 週を単位に設定した。したがって、「大学」第 23 条に照らして適切である。

2-9 法理論教育と法実務教育の架橋については、前年度の評価時から変更はない。すなわち、教育課程の編成については、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、法律基本科目と実務基礎科目との有機的連携及び実践・実習教育の展開を図っている（「履修要項」p. 39）。授業内容については、「法務研修」（「シラバス」p. 62）、「刑事実務総合演習」（同 pp. 59-61）等の科目で実務家教員と研究者教員の協働による理論と実務の架橋に向けた取り組みがなされている。履修方法については、法律基本科目群及び実務基礎科目群の全科目を必修とし（「履修要項」p. 37）、全学生にエクスターンを経験させている。したがって、教育課程の編成、授業内容及び履修方法のすべてにわたって工夫を凝らしていると評価できる。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-7	①「2015 年度法科大学院学年暦の基本方針」2014 年 9 月 17 日 教授会承認 (再掲：1-3-②)「2015 年度履修要項」2015 年 3 月
2-8	(再掲：2-7-①)「2015 年度法科大学院学年暦の基本方針」2014 年 9 月 17 日 教授会承認
2-9	①「2015 年度版シラバス」2015 年 3 月 (再掲：1-3-②)「2015 年度履修要項」2015 年 3 月

II. 評価結果

総評	
基準 2-7 および 2-8 「履修要項」等の根拠資料より適切に設定されていると評価できる。 基準 2-9 教育課程の編成においては、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、法律基本科目と実務基礎科目との有機的連携及び実践・実習教育の展開を図り、全科目を必修とし、全学生にエクスターンを経験させていることが「履修要項」から確認できる。また、授業内容については、関係科目において、実務家教員と研究者教員の協働による理論と実務の架橋に向けた取り組みが成されていることが「シラバス」から確認できる。 よって、教育課程の編成、授業内容及び履修方法のすべてにわたって工夫を凝らしていると評価できる。	
伸長すべき点（長所）	《箇条書き》
改善すべき点	《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要	

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
③	実習科目／実習科目における守秘義務等

〔参考：2014 年度の現状（概要）〕

法曹としての実務的な技能、責任感を修得・養成するための実習科目として、法律実務基礎科目群の「民事実務総合演習Ⅱ」、「刑事弁護実務」及び「刑事実務総合演習」において模擬裁判及びローヤリングを取り扱っている。また、同科目群の「法務研修」においてエクスターンシップを取り扱っている。

〔点検・評価項目について〕 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-12 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか。	I○	A	A
2-13 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。	I○	A	
2-14 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、適切な指導が行われているか。	I◎	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-13 本法科大学院では、エクスターンシップ（法律実務実習）を実務基礎科目「法務研修」の一環として実施しており、当該科目の内容及び責任体制については以下のとおりである。

なお、リーガル・クリニックについては実施していない。

（1）実施内容

「法務研修」は、実務基礎科目群に属する必修科目である。学生は、当該科目を2年次の第2学期から3年次の第1学期にかけて履修する。2年次の第2学期には、事前演習として、学外の専門家（弁護士等）による講演を聴いたり、裁判所、検察及び弁護士会の見学等に参加したりする。その上で、春期休暇中に弁護士事務所又は企業法務部に赴き、2週間のエクスターンシップを経験する。そして、3年次の第1学期には、事後演習の一環として、実習報告会を開催し、実習で得られた経験を報告するなどし、学習を深める。

「法務研修」は、多様な法的課題に対応できる法曹を養成するため、「民事系」、「刑事系」、「企業法務」及び「公益活動」の4プロジェクトから構成されており、学生は、希望するプロジェクトを選択して履修する。

毎年度、開講終了後には、その成果を報告書に取りまとめ、公表している。

なお、2015年度は、第2学期からの受講者が1人であり、民事系プロジェクトを選択したことから、刑事系、企業法務及び公益活動プロジェクトの活動は行っていない。

(2) 責任体制

科目の運営に責任を負うのは「法務総合プロジェクト運営会議」である。同会議は、プロジェクト担当教員と教務主任から構成している。

2015年度は、第2学期からの法務研修履修予定者が1名であったことから、法務総合プロジェクト運営会議では、所属学生のいないプロジェクトの対応、実習先の決定、事前・事後演習及び実習報告会の実施について審議・決定している。

2-14 実習科目での守秘義務等の取扱いについては前年度の評価時から変更はない。すなわち、エクスターンを扱う「法務研修」で守秘義務に違反する行為があった場合、当該行為については、専門職大学院学則第46条及び学生懲戒規程に基づく懲戒の対象としている。このことは、守秘義務に関する「誓約書」に明記している。学生は、エクスターンの実施前に、この「誓約書」に署名・押印の上で提出する（「法務研修ガイド」p.27）。また、万一、守秘義務違反があった場合の損害賠償責任については、全学生を大学の保険料負担で「法科大学院教育研究賠償責任保険」（日本国際教育支援協会）に加入させることによって担保している（「法務研修ガイド」pp.28-30）。

守秘義務に関する指導については、「法務研修ガイド」p.14に注意事項として明記し、5月に開催するガイダンスで説明している。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

[評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項]

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-13	① 「2015-2016 年度 「法務研修」 プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」
	② 「2015 年度版 法務研修ガイド」 2015 年 5 月
	③ 「第9期（2014-2015 年）法務研修報告集」 2015 年 10 月
2-14	① 龍谷大学専門職大学院学則（2004 年 11 月 30 日設置認可）
	（再掲：2-13-②）「2015 年度版 法務研修ガイド」 2015 年 5 月

Ⅱ. 評価結果

総評		
基準 2-13 エクスターンシップを「法務研修」の一環として実施している。この「法務研修」は必修科目であり、その実施内容は、①演習、②実習（エクスターン）、③実習報告会により構成されていることが根拠資料「法務研修ガイド」により確認でき、その成果は、根拠資料「法務研修報告集」にて確認することができる。 また、責任体制については、プロジェクト担当教員と教務主任で構成する「法務総合プロジェクト運営会議」が担っている。 基準 2-14 エクスターンシップでの守秘義務等の取り扱いをガイダンスで説明するとともに、その内容が明記された「誓約書」に署名捺印することで、守秘義務違反の抑制や違反後の対応についても十分配慮されている。 よって、その仕組みが学内の規則で整えられ、適切な指導が行われていると判断できる。		
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》		
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載		
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要		

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
①	課程修了の要件／履修科目登録の上限／他の大学院において修得した単位等の認定／入学前に修得した単位等の認定

[参考：2014 年度の現状（概要）]

課程修了の要件については、法令上の基準を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないよう配慮して設定している。

具体的には、「龍谷大学専門職大学院学則」第 13 条及び別表において、課程修了の要件として、3 年以上の在学及び 102 単位の単位修得を定めている。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として 3 年、93 単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第 23 条）。	I ◎	B	B
2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36 単位を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第 53 号」第 7 条）。	I ◎	A	A
2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として 30 単位以内、ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第 21 条）。	I ◎	A	A
2-19 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として 30 単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第 22 条）。	I ◎	—	—

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-18 他の大学院での授業科目の履修については、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議のうえ、認めることができることとしており、本学大学院研究科の授業科目の履修についても、これに準じることとしている（専門職大学院学則第8条第1項）。また、このようにして修得した単位については、本法科大学院で修得したものとして認定することができることとしている（同条第2項）。さらに、外国の大学院で学修（日本国内での通信教育を含む）については、学長の許可を得て留学することができることを定めている（同学則第9条）。 これら、国内外の他大学院での履修によって修得した科目の単位認定については、入学前の既修得科目及び法学既修者認定科目と合わせて30単位を上限としている（同学則第11条第2項）。したがって、「専門職」第21条に照らして適切である。 なお、教育水準及び教育課程としての一体性の保持については、龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則（以下、「履修細則」という。）第8条により、対象となる大学院の種別、事前の手続、上限単位数及び認定対象科目の分野等について、詳細に規定することによって担保している（「履修要項」p.31）。 従来、他大学院での履修によって修得した科目の単位を認定した実績はなかったが、2014年度中に京都産業大学との間で、単位互換協定を締結した。2015年度は、単位互換制度の実施初年度であり、履修要項への記載（pp8-9）や公募要領を作成し、募集したが、本学からの履修希望者はなく、単位認定者はいたらなかった。
〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-18	① 「京都産業大学と龍谷大学との法科大学院における単位互換に関する協定書の締結及びそれに伴う関連要項の制定について」2015年1月29日部局長会承認
	② 「2015年度 京都産業大学との『法科大学院単位互換履修生』の募集について」2015年3月12日付け掲示
	③ 「2015（平成27）年度第1回教務委員会議事録（一部抜粋）」2015年4月7日開催
	（再掲：2-14-①）龍谷大学専門職大学院学則（2004年11月30日設置認可）
	（再掲：1-3-②）「2015年度履修要項」2015年3月

Ⅱ. 評価結果

総評
基準 2-18 「専門職」第 21 条に照らして、その基準を遵守していることが、根拠資料「履修要項」に掲載されている「龍谷大学大学院法務研究科履修細則」において詳細に規定されていることにより確認できる。よって、教育水準及び教育課程としての一体性の保持が適切に行われていると評価できる。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
②	在学期間の短縮／法学既修者の課程修了の要件／履修指導の体制／学習相談体制

[参考：2014 年度の現状（概要）]

入学予定者を対象とする履修指導については、「教務委員会」が所管し、「入試・広報委員会」と連携して自主学習を支援するための入学前教育（法学未修者・法学既修者共通）を提供している。

新入生を対象とする履修指導については、「教務委員会」が、入学式から授業開始までの間に「新入生オリエンテーション期間」を設け、コース（標準・既修）別の「履修ガイダンス」を開催している。さらに、標準コース生に対しては、「未修者のための導入教育」を開講している。

また、在学生に対する履修指導については、「教務委員会」が3月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催している。その後、授業開始までの間には専任教員による「学修相談期間」を設け、学生からの質問及び相談に個別対応している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-20 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか（「専門職」第24条）。	I◎	—	—
2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。）に基づいて適切に設定されているか（「専門職」第25条）。	I◎	A	A
2-22 履修指導に関する体制が整備され、かつ、法学未修者と法学既修者それぞれに応じた指導が効果的に行われているか。	I○	A	A
2-23 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか。	I○	A	A
2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。	II○	A	
2-25 正課外の学習支援が、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-22 履修指導の体制及び内容については、3月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催することによって対応している。

なお、未修生、既修生それぞれに応じた指導については、学修相談期間に個別指導を行うことによって対応している。この取り組みについては、評価の視点2-23で後述する。

2-23 教員による学習相談体制及び学習支援内容については以下のとおりである。

(1) オフィスアワー

オフィスアワーについては専任教員全員が設けており、設定時間等の詳細については、掲示等によって学生に周知している。

(2) 学修相談期間

学修相談期間については、各学期の成績配付から次学期の授業開始までの期間に全専任教員が設けている。学生は、この期間に各教員の研究室を自由に訪問し、新学期を迎えるに当たっての学習上の悩み等を教員に相談できるようにしている。

また、この期間には、成績不振者（原級留置、修了延期決定者又はこれらが見込まれる者等）を抽出し、呼出しを行い、教務主任による個別指導を行うことにしている。ただし、2015年度には、基準に該当する成績不振者はいなかったことから、この区分に該当する個別指導は行っていない。

(3) 学習相談員制度

学習相談員制度は、「学生・修了生一人ひとりに対して、より綿密な相談対応や学修支援を行っていくため」（「履修要項」p.17）に導入している。学習相談員となるのは原則として全ての専任教員であり、利用対象者は全ての在学学生及び修了生である。

学習相談員による指導内容は、個別科目の指導及びその他の学習相談対応であり、この制度の利用を希望する学生・修了生は、法科大学院教務課に申し出ることにしている。受付は、随時、行っているが、司法試験受験を控えた3年次生に対しては、6月に特に申込期間を設定し、申出を促している。また、修了後も学習継続のために在籍する研究生に対しては、確実に学習相談員が配置されるよう、出願時に提出する学習計画書には、学習相談員による承認を必須としている。このような取り組みにより、2015年度に学習相談員を指名した学生・修了生は、在学学生12名、修了生64名となっている。

(4) 専任教員による各種課外学習指導（オフィスアワー、学習相談制度等）の有効性の検証

上述のオフィスアワー及び各種学習相談制度の有効性については、全ての専任教員に対し、各種課外学習指導の実施状況に関する「月報」の提出要請を求め、その結果を教務委員会及び教授会で共有することにより、検証している。

2015年度の実施状況については、教員によって濃淡があるものの、12人の学生に対して年間合計で延べ194人に対する個別指導が行われるとともに、延べ23回の自主ゼミ指導等が行われていることから、その有効性に問題はないものと認識している。

2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制及び学習支援の内容については以下のとおりである。

(1) チュートリアル・スタッフ（TS）による学習支援

本学法科大学院では、アカデミック・アドバイザーに該当する制度として、法務研究科チュートリアル・スタッフ規程に基づく「TS制度」を設けている。TS制度の採用対象者は原則として弁護士等の司法試験合格者であり、本学法科大学院の修了生が中心である。2015年度には19人のTSを採用し、ゼミ・個別指導の担当を通じて学生・研究生に対する指導を行った。

(2) ティーチング・アシスタント（TA）による学習支援

法科大学院でのTA制度の詳細については、「推薦要項」に定めるとおりである。配置対象科目は、原則として法律基本科目及び「実務総合演習」（実務基礎科目のうち、「民事実務総合演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」）である。業務内容は、専任教員の指示の下で行う授業に必要な資料収集、学生からの質問取次ぎ等であ

る。

TAの採用資格を有するのは授業担当者の推薦を受けた研究生であり、2015年度には、第1学期は10科目、第2学期は11科目・クラスに各1人を配置した。

(3) ロー・ライブラリアンによる学習支援

学習に必要な法情報の収集に関する学生からの相談に対応するため、法科大学院教務課にロー・ライブラリアンの役割を担う職務限定嘱託職員を配置している。当該職員は深草図書館分室に常駐し、修士（法学）の学位及び図書館司書の資格を生かした相談対応を行っている。また、学生の予習に役立てるため、夏期・春期の長期休暇ごとに発刊している「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』」の編集についても担当している。

2-25 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重については、評価の視点 2-5 で既述したとおり、受験指導を行わないことを明文化した「論述指導ガイドライン」を制定し、これを正課外の学習支援にも適用することにより、あるべき教育理念から離反しないようにしている。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

〔前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項〕
なし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-22	① 「法科大学院 履修ガイダンス資料（新2年次生）」2015年3月12日開催
	② 「法科大学院 履修ガイダンス資料（新3年次生）」2015年3月12日開催
2-23	① 「2015年度 第1学期 オフィスアワー開設時間」2015年3月10日付け掲示
	② 「2015年度 第2学期 オフィスアワー開設時間」2015年8月25日付け掲示
	③ 「2015年度 第1学期授業開始前の学修相談日程表」
	④ 「2015年度 第2学期授業開始前の学修相談日程表」
	⑤ 「学習相談員を活用しましょうー学習相談員申請のご案内ー」2015年6月掲示
	⑥ 「2015年度龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）研究生願書[1年間・1学期(前期)用]」（様式）
	⑦ 「2015年度 学習相談員指名状況一覧」2015年9月16日教務委員会資料
	⑧ 「課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）月報（様式）」
	⑨ 「2015年度 会議体における『月報』の確認状況一覧」
	⑩ 「2015年度 課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）実施実績一覧」 （再掲：1-3-②）「2015年度履修要項」2015年3月
2-24	① 法務研究科チュートリアル・スタッフ規程（2005年2月10日制定）
	② 「2015年度 チュートリアル・スタッフ（TS）一覧」2016.3.31現在
	③ 「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド」[2015年4月版]
	④ 「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド」[2015年6月版]

⑤	「2015 年度合格者 TS ゼミガイド」
⑥	「2015 年度第 1 学期 法科大学院 TA 推薦要項」
⑦	「2015 年度第 2 学期 法科大学院 TA 推薦要項」
⑧	「2015 年度 第 1 学期 TA 一覧」
⑨	「2015 年度 第 2 学期 TA 一覧」
⑩	「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』 vol. 38」 (2015 年度夏休み号)
⑪	「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』 vol. 39」 (2015 年度春休み号) ①
⑫	「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』 vol. 40」 (2015 年度春休み号) ②

Ⅱ. 評価結果

総評	
基準 2-22 新 2 年生と 3 年生に対し、3 月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催することで、体制が整備されていると判断する。法学未修者と法学既修者それぞれに応じた指導については、学修相談期間に個別指導を行うことで担保されていると判断する。 基準 2-23 現状説明や根拠資料により、整備できていると判断する。その効果の検証においては、「月報」の内容を教務委員会及び教授会にて確認することで実施している。 基準 2-24 学修に関する相談や学習指導・助言を行う体制として、19 名のチュートリアル・スタッフの体制が整備されている。また、ティーチング・アシスタント制度を整備し、細やかな学修支援体制が整っている。さらに、ローライブラリアンによる学修支援体制も整備されており、これらのことから、充実した体制が整備できていると判断する。 基準 2-25 「論述指導ガイドライン」を制定していることで、あるべき教育理念から離反しないようにしていると判断する。	
伸長すべき点（長所）	《箇条書き》
改善すべき点	《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要	

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
③	授業計画等の明示／授業の方法／授業を行う学生数

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。	
☐	募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目(評定・現状説明・根拠資料は不要)
☐	前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目(変更がなければ現状説明・根拠資料は不要)

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-26 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた授業の内容・方法及び1年間の授業計画が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第1項）。	I◎	A	A
2-27 授業はシラバス等に従って適切に実施されているか。	I○	A	
2-28 授業科目に相応して、双方向又は多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか（「専門職」第8条）。	I◎	A	A
2-29 授業方法が過度に司法試験受験対策なものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。	I◎	A	
2-30 効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）を少人数とすることを基本としているか（「告示第53号」第6条第1項）。	I◎	—	—
2-31 法律基本科目については、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）が法令上の基準（50人を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第6条第2項）。	I◎	—	
2-32 個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数が設定されているか。	I○	—	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-26 授業計画等の明示に関する対応については以下のとおりである。

(1) 法令上の基準の遵守状況

授業計画等についてはシラバスに掲載し、公開している。

なお、大学認証評価では、【努力課題】として、「シラバスの記載内容に教員間で精粗が見られる」との指摘を受けていたが、その後、改善に取り組んだ結果、2014年度の法科大学院認証評価結果では、「改善が図られているといえる」（p.20）との評価を受けており、問題はなくなっている。

(2) 「基本的素養の水準」を踏まえた授業計画の明示

「法科大学院基準」がいう「基本的素養の水準」とは、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて各法科大学院が策定するべき到達目標であり、本法科大学院では「龍谷版共通的到達目標モデル」がこれに該当する。このモデルは、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」をミニマム・スタンダードとして検討した上で、独自の教育理念に基づく内容を付加したものである（「龍谷版共通的到達目標モデル」p.2）。

そのモデルを踏まえたシラバスの作成については、手引書の配付を通じて各授業担当者に要請している（「2015年度龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」p.2, 4, 5）。また、実際のシラバスにこのモデルが反映されているかの確認については、教務委員会で所定のチェックシートに基づくシラバスチェックを行うことで対応している。

2-27 シラバスにしたがった授業の実施については、原稿依頼時の手引書に、シラバスは、「教員と学生の契約」と位置付けられることもある旨を記載し（「シラバス作成の手引」p.1）、授業担当者への周知を図っている。

また、その実態については、「授業アンケート」に「この授業は、おおむね、シラバスに対応して進められたと思いますか」という設問（問4）を設けて学生による評価を調査している。2015年度のアンケートでは、「評価3（まあそう思う）」以上の肯定的評価が、第1学期では99.0%（『授業アンケート』集計結果集 p.9）、第2学期では98.0%（同p.23）を占めている。したがって、ほとんどの学生が、シラバスにしたがって授業が行われていると考えており、問題はないといえる。

2-28 法曹養成のための実践的な教育方法の実施については、「教育課程編成・実施の方針」で、「ソクラテスメソッドやプロブレムメソッドなどの教授法を駆使し、双方向・多方向型の授業により、学生の自発的学習態度を引き出すとともに、課題解決力を育成することに留意した授業運営を行う」（「履修要項」p.39）ことを掲げている。また、適切性の検証については、「授業アンケート」及び「教員相互による授業参観」を通じて行っている。

（1）「授業アンケート」を通じた検証

「授業アンケート」では、「双方向型または多方向型の授業が行われていましたか」という問い（問3）を設けて学生による評価を調査している。2015年度のアンケートでは、「評価3（まあそう思う）」以上の肯定的評価が、第1学期では96.3%（『授業アンケート』集計結果集 p.8）、第2学期では98%（同p.23）を占めている。したがって、ほとんどの学生が、双方向・多方向型の授業が行われていると考えており、問題はないといえる。

（2）「教員相互による授業参観」を通じた検証

「教員相互による授業参観」では、「授業参観シート」に「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを設け、教員による相互評価を行っている。2015年度の授業参観では、参観者全員が「適切」又は「やや適切」と評価しており（「授業参観シート・コメント集」pp.3-8, pp.13-19）、問題はないといえる。

2-29 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重については、評価の視点2-5で既述したとおり、「論述指導ガイドライン」によって過度な司法試験受験対策となるような授業は行わないことを明文化している。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

[評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項]
特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-26	① 大学基準協会「龍谷大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」2015年3月
	② 「龍谷版共通の到達目標モデル」2013年11月
	③ 「2015(平成27)年度第15回教務委員会議事録(一部抜粋)」2015年3月10日開催
	④ 「2015年度 シラバスチェック チェックシート」2015年 3月10日 教務委員会承認
	(再掲: 2-9-①)「2015年度版シラバス」2015年3月
	(再掲: 2-5-①)「2015年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2015年2月
2-27	① 『授業アンケート』集計結果集[2015年度] 2015年4月
	(再掲: 2-5-①)「2015度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2015年2月
2-28	(再掲: 1-3-②)「2015年度履修要項」2015年3月
	(再掲: 2-27-①)『授業アンケート』集計結果集[2015年度] 2015年4月
	(再掲: 2-5-②)「『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集[2015年度]」2015年4月

II. 評価結果

総評
基準2-26 授業計画の明示は、独自に定めた「龍谷版共通の到達目標モデル」に則ったシラバスに掲載されていることから、適切であると判断する。また、その記載内容については、教務委員会で所定のチェックシートに基づくシラバスチェックを行っていることを確認することができた。 基準2-27 シラバスにしたがった授業の実施は、授業アンケートの結果、第1学期は99.0%、第2学期は98.0%の学生が肯定的な評価をしていることから、適切に実施されていると判断する。 基準2-28 適切性の検証については、「授業アンケート」及び「教員相互による授業参観」を通じて行っている。「授業アンケート」では、「双方向型または多方向型の授業が行われていましたか」という問いに、肯定的評価が、第1学期では96.3%、第2学期では98%を占め、「教員相互による授業参観」では、「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いに、参観者全員が「適切」又は「やや適切」と評価していることから、適切に実施されていると判断する。 基準2-29 「論述指導ガイドライン」によって過度な司法試験受験対策となるような授業は行わないことを明文化していることから、適切であると判断する。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》 授業アンケートの結果については、毎年肯定的な評価が高まる傾向にあり、有意義な授業展開が実施されていると評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

助言内容(大学認証評価)

【努力課題】

- 1) 経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科および法務研究科においては、シラバスの記載内容に教員間で精粗が見られるので、改善が望まれる。

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
④	成績評価及び修了認定／再試験及び追試験／進級制限

[参考：2014 年度の現状（概要）]

成績評価の基準及び方法については、①各科目の単位数に相当する量の学修成果について、原則として 100 点満点法によって評価し、60 点以上を合格とすること、②評価方法は、「定期試験」及び「課題研究レポート」など 4 種類の方法のうち 2 種類以上を組み合わせで行うことなどを「成績評価の仕組み」として「履修要項」に明示している。また、各科目の成績評価の基準及び方法については「シラバス」に明示している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第 10 条第 2 項）。	I ◎	A	A
2-34 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第 10 条第 2 項）。	I ◎	A	
2-35 単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。	I ○	—	A
2-36 学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置がとられているか。また、追試験制度はあらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されているか。	I ○	A	
2-37 1 年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置がとられているか。	I ○	A	A
2-38 進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか。	I ○	—	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示については以下の表のとおり対応している。

項目	基準	明治方法
成績評価の方法とその組み合わせ	成績評価の基本方針	「履修要項」(p. 10)に掲載。
成績分布割合の設定等、成績評価の基準	成績評価ガイドライン	「履修要項」(p. 41)に掲載。
単位認定の基準及び方法	(3) 単位認定の要件	「履修要項」(p. 3)に掲載。
課程修了の基準及び方法	2. 修了	「履修要項」(pp. 13-14)に掲載。
各科目の成績評価の基準及び方法	成績評価の方法	「シラバス」に掲載。

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定については、以下のとおり対応している。

(1) 成績評価の実施状況

① 2014年度認証評価受審時の状況

2014年度法科大学院認証評価受審時における、ア) 成績評価の方法、イ) 成績評価の基準、ウ) 成績評価の客観性の確保に関する取り組み状況は、以下のとおりであった。

ア) 成績評価の方法については、成績評価の基本方針で定めており、定期試験、課題研究レポート、平常点等の方法を併用し、それらを組合せについては、科目特性に応じて授業担当者が選択することとしていた。ただし、法律基本科目に属する演習科目では、平常点のみで評価することとしていた。

イ) 成績評価の基準については、成績評価ガイドラインで分布の割合を定めており、受講者数が20人未満の科目では、絶対評価のみで評価しつつ、S及びA評価は若干名の範囲内に留めることとしていた。

※ 受講者数20人以上の科目の基準については、学生数の減少によって該当科目が生じなくなったため、説明を省略する。

ウ) 成績評価の客観性の確保については、認証評価にかかる答案等の保管についての申合せを定めることによって担保しており、各授業担当者は、各学期の成績疑義への対応が終了後、全ての成績評価根拠資料を法科大学院教務課に提出することとしていた。

エ) 厳格な成績評価については、学期ごとにFD全体会で、各科目の成績分布を確認し、成績評価ガイドラインに基づく評価がなされているかを検証している。

また、上記の各種取り組みを踏まえた成績評価の適切性については、学期ごとに各科目の成績分布図及び成績分布一覧表を作成し、FD全体会で厳格な成績評価がなされているかどうかを検証していた。

② 2014年度認証評価結果における指摘内容及びそれを踏まえた同年度末までの改善状況

2014年度の法科大学院認証評価では、平常点のみで評価する法律基本科目群に属する演習科目の一部において、具体的な評価過程や根拠資料等が事後に検証可能な状態になっていない等の理由により、認証評価の結果、成績評価の客観性に関する「勧告」を受けた（「龍谷大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」p. 2）。

そのため、2014年度のうちに、成績評価の基本方針、成績評価ガイドライン及び認証評価にかかる答案等の保管についての申合せ（以下、これらを「関連ガイドライン等」と総称する。）を改訂した。具体的には、まず、法律基本科目に属する演習科目でも、定期試験や中間試験を用いた評価を選択できるようにした。次に、平常点のみで評価する法律基本科目の演習科目では、シラバスにおける成績評価方法に関する記載内容を詳細なものにするとともに、成績評価根拠資料の取扱いを厳格化した。また、成績評価根拠資料に係る法科大学院教務課への提出時期を早期化させた。さらに、これらの関連ガイドライン等を遵守しない授業担当者には、教務主任が再検討を要請することも明文化した。

その上で、2015年度（対象：2014年度）の自己点検・評価では、関連ガイドライン等の着実な実行及びFDでの検証を、「自ら掲げた改善すべき事項」に位置付けたところ、「伸ばすべき点（長所）」として、一連の取り組みを踏まえた2015年度のFDについて、「今後に期待する」との評価を受けた。

②2015年度の継続的な改善状況

2015年度には、前年度の改善の取り組みを踏まえ、改訂後の関連ガイドライン等の着実な実施と適切性の検証に努めた。2015年7月1日には、第1学期定期試験直前となる第7回教授会において、改定後の関連ガイドライン等に基づく成績評価根拠資料の提出方法等の変更点につき、教務主任から改めて構成員に説明を行い、遵守を要請した。その結果、第1学期、第2学期ともに、全科目において、改訂後の関連ガイドライン等に基づく成績評価関連資料の提出がなされた。

また、2015年度第4回FD全体会（2015. 11. 4開催）にて、第1学期開講科目についての改訂後の関連ガイドライン等に基づく検証を実施した。検証内容は、①シラバスに記載したとおりの評価が行われ、評価に係るエビデンスが記録・保管されていること。②提出レポート・レジュメ等については、その都度、採点がなされ、採点済みのレポート・レジュメ等が、速やかに法科大学院教務課に提出されるとともに、学生に返却されていること。③成績分布については、S評価及びA評価が若干名の範囲内にとどまっていることである。検証の結果、上記①から③の全てについて、問題がないことを確認した（「2015年度FD活動報告書」pp. 22-24）。

さらに、2015年度末に作成した2016年度版シラバスに関しては、平常点のみで評価する法律基本科目に属する演習科目について、「授業方法」欄及び「成績評価方法」欄に、平常点評価の内訳について詳細に記述されていることを、第15回教務委員会（2016. 3. 8開催）で確認した。

上述のような取り組みにより、これまでの評価結果で指摘された課題については、改善状況の検証が、組織的かつ継続的に実施されているものと認識している。

（2）課程修了認定の実施状況

課程修了の認定に当たっては、履修細則第3条第1項の規定に基づき、①原則として3年（法学既修者は2年）以上の在学、②所定の科目群・系別の区分にしたがって102単位以上の修得及び③必修科目の総合GPAが1.60以上という3つの基準にしたがって可否を判定している（「履修要項」p. 34）。具体的な手続については、教務委員会の議を経て教授会で審議・決定しており、2015年度には、3月修了判定で対象者全員（9人）がそれぞれ修了認定を受けた（「修了判定資料」）。

2-36 追試験については、履修細則第9条に基づき、「病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けなかった者」に対し、当該学生の申請に基づき実施している（「履修要項」p. 35）。追試験の受験資格及び出願要項については「履修要項」（p. 12）に明示している。出願があった場合には、教務委員会で出願内容及び診断書等の証明書類を確認の上、教授会で受験資格を判定している。ただし、2015年度においては、追試験の出願がなく、受験資格判定は行っていない。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

〔自ら掲げた改善すべき事項〕

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施

2014年度法科大学院認証評価での「勧告」を踏まえ、同年度末に改訂した各種ガイドライン等を着実に実行するとともに、FDでの検証についても実施する。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-33	(再掲：1-3-②)「2015 年度履修要項」2015 年 3 月
	(再掲：2-9-①)「2015 年度版シラバス」2015 年 3 月
2-34	① 「法律基本科目群に属する演習科目における成績評価の見直しに伴う関連ガイドライン等の一部改訂について (提案)」2015 年 2 月 4 日教授会承認
	② 「2015 年度 第 7 回 (231 回) 法科大学院教授会議事録 (一部抜粋)」2015 年 7 月 1 日開催
	③ 「2015 年度第 1 学期開講科目に係る成績評価関連資料の提出について (依頼)」
	④ 「2015 年度第 2 学期開講科目に係る成績評価関連資料の提出について (依頼)」
	⑤ 「2015 年度第 1 学期成績評価物提出状況一覧」
	⑥ 「2015 年度第 2 学期成績評価物提出状況一覧」
	⑦ 「2015 年度 第 1 学期 法科大学院科目 成績分布一覧」
	⑧ 「2015 年度 第 2 学期 法科大学院科目 成績分布一覧」
	⑨ 「修了判定資料 (法科大学院)」2015 年 3 月修了
	(再掲：2-26-②) 大学基準協会「龍谷大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」2015 年 3 月
	(再掲：1-3-②)「2015 年度履修要項」2015 年 3 月
	(再掲：2-5-③)「龍谷大学法科大学院 2015 年度 FD 活動報告書」2016 年 4 月
	(再掲：2-26-③)「2015(平成 27)年度第 15 回教務委員会議事録 (一部抜粋)」2015 年 3 月 10 日開催
	(再掲：2-26-④)「2015 年度 シラバスチェック チェックシート」2015 年 3 月 10 日教務委員会承認
2-36	(再掲：1-3-②)「2015 年度履修要項」2015 年 3 月

II. 評価結果

総評
基準2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示については、根拠資料「履修要項」や「シラバス」にて確認できた。 基準2-34 学修の成果に対する評価や単位認定及び課程修了認定における客観的かつ厳格性について、2014年度の法科大学院認証評価では、成績評価の客観性に関する「勧告」を受けたが、同年、成績評価の基本方針、成績評価ガイドライン及び認証評価にかかる答案等の保管についての申合せを改訂する等の改善策を講じられた。また、2015年度においても、FD全体会での検証等、不断の改善努力を積み重ねられている。さらに、平常点のみの評価方法については、シラバスの「授業方法」欄及び「成績評価方法」欄に、平常点評価の内訳について詳細に記述されていることを教務委員会で確認している。これらのことから、改善状況の検証が組織的かつ継続的に実施されていると判断する。 基準2-35 追試験制度については、追試験の受験資格及び出願要項が「履修要項」明示されていることが確認できた。
伸長すべき点 (長所) 《箇条書き》
2015 年度においても、学修の成果に対する評価や単位認定及び課程修了認定における客観的かつ厳格性について、FD 全体会での検証を行うなど、不断の改善努力を積み重ねられている点は大いに評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）

2-34 【勧告】

- 1) 平常点の評価が実際には各科目担当教員の裁量に任されており、法科大学院として成績評価の客観性・厳格性を確保するための取組みがなされているとはいいがたく、明示された基準・方法に基づく成績評価の客観的かつ厳格な実施という観点から問題が認められる。したがって、今後は、成績評価の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等について、FD活動を通じて検討し、改善を図ることが必要である（評価の視点2-34、2-40）。

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
⑤	教育内容及び方法の改善

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-39 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されているか（「専門職」第11条）。	I◎	A	A
2-40 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。	II○	A	
2-41 学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表するとともに、教育の改善につなげる仕組みを整備しているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施については、基本方針として、「教育課程編成・実施の方針」において、「教育成果向上のため、教育課程にかかる自己点検・評価と、授業改善のための組織的な取り組みを不断に行う」ことを掲げている（「履修要項」p.39）。この方針に基づく活動の根拠規程として法科大学院FD活動に関する規程（「FD活動報告書」p.46。以下、「FD規程」という。）を定め、これに基づきFD委員会、FD全体会及びFD部会を組織している。

FD委員会は、FD活動の運営・推進を目的とし（FD規程第2条）、FD委員長、教務主任、教務委員及び研究科長が指名する若干名の委員を構成員としている（同規程第3条第1項）。その主な役割は、FD活動に係る基本方針及び実施計画に関する事項の審議等である（同規程第4条）。

FD全体会は、すべての教授会構成員から構成される研究会であり（FD規程第5条第1項）、FD委員会が策定した方針及び計画ののっとり、授業内容及び授業方法の改善について討議している。2015年度の開催回数は計6回である（「2015年度FD活動の総括と2016年度への指針」p.2）。

FD部会は、科目群・系等の教育に関する事項等についての検討・協議を担っており（FD規程第5条第2項）、公法系、民事法系、刑事法系及び法律実務系の4部会から構成している。

具体的なFD活動のうち主なものについては、以下のとおりである。

ア 「授業アンケート」結果の分析

学生による授業評価については、教務委員会とFD委員会が連携し、「授業アンケート」を実施することによって対応している。役割分担については、企画及び実施を教務委員会が担い、実施結果の分析及び授業改善へのフィードバックをFD委員会が担っている。

授業アンケートの実施範囲は原則として全科目であり、各学期の最終授業時に実施している。授業アンケートの実施後は、集計を行い、教務委員会及び教授会で全科目の集計結果を確認している。その一方で、各授業担当者は、担当科目の集計結果に対するコメントを書面で提出することになっており、提出されたコメントについても教務委員会及び教授会で確認している。

FD委員会では、授業アンケートの集計結果の分析を行っており、その結果についてはFD全体会で討議している。2015年度は、第1学期の実施結果を第5回FD全体会（2015. 11. 18開催）で討議し（「2015年度FD活動報告書」 pp. 24-25）、第2学期の実施結果については、2016年度のFD全体会で取り上げる予定としている。

これらの取り組みに加え、授業アンケートの集計結果及び教員コメントについては、法科大学院ポータルサイトで学生及び教職員に公開しているほか、「FD活動報告書」に取りまとめ、webを通じて広く一般にも公開している。

イ 「教員相互による授業参観」の実施に基づく教育改善へのフィードバック

法科大学院では、FD委員会と教務委員会が連携し、「教員相互による授業参観」を実施している。役割分担については、企画及び実施を教務委員会が担い、実施後の授業改善に向けたフィードバックをFD委員会が担当している。

2015年度第1学期には6科目を各1人が参観し、その結果については2015年度第5回FD全体会（2015. 11. 18開催）で報告・共有した。第2学期には7科目を各1人が参観し、その結果については2015年度第6回FD全体会（2016. 2. 17開催）で討議した（「2015年度FD活動報告書」 pp. 24-25）。

ウ 「FD 活動報告書」の刊行

「FD活動報告書」とは、FD委員会が当該年度のFD活動の実績を取りまとめた報告書であり、webサイトで広く社会に公表している。2015年度には2014年度の活動実績を取りまとめ、公表した。

2-40 FD 活動の有効性については、年度末に当該年度の活動状況の総括及び次年度への指針を文書に取りまとめ、それを「FD 全体会」で審議することによって検証している。2015年度の総括文書では、「龍谷版共通的到達目標モデル」の測定方法に関する検討など、8項目の活動について取り組み状況をまとめた上で、次年度に向けた課題を確認している（「2015年度FD活動報告書」 pp. 2-5）。

なお、2014年度法科大学院認証評価で受けた「勧告」への対応については、評価の視点2-34を参照されたい。

2-41 学生による授業評価の組織的な実施、その結果の公表及び教育の改善につなげる仕組みの整備については、評価の視点2-39で記述したとおりである。

すなわち、「授業アンケート」を教務委員会とFD委員会の連携によって実施していることから、組織的な実施については問題ない。また、その結果については、学生・教員向けには、法科大学院ポータルサイトで公開し、一般に対しては、FD活動報告書のweb公開で対応していることから問題ない。教育の改善につなげる仕組みの整備については、各授業担当者は、アンケート結果に対するコメントを提出し、提出されたコメントについては学生に公開する仕組みを設けていること、及びアンケート結果については、FD全体会で討議する仕組みを設けていることから、問題はない。

なお、2015年度には、学生募集の停止に伴って各科目の受講者数が減少していること、当該年度限りで開講を終了する予定の科目が増加していること等を踏まえた検証を行った結果、実施目的、設問内容及び集計・報告手順の見直しを行った（「『授業アンケート』集計結果集 pp. 1-3」）。このように、法科大学院では、募集停止後であっても授業アンケートの実施が円滑化することのないよう、教育改善に向けた不断の取り組みを継続している。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-39	① 「2015 年度 法科大学院 FD 部会 所属一覧」
	② 「2015 年度第 1 学期授業アンケート結果の公開について」 2015 年 10 月 31 日付け掲示
	③ 「2015 年度第 2 学期授業アンケート結果の公開について」 2016 年 3 月 18 日付け掲示
	④ 「情報の公表」〈 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish.html 〉 最終アクセス：2016/04/18
	(再掲：1-3-②) 「2016 年度履修要項」 2016 年 3 月
	(再掲：2-5-③) 「龍谷大学法科大学院 2015 年度 FD 活動報告書」 2016 年 4 月
	(再掲：2-27-①) 『授業アンケート』 集計結果集 [2015 年度] 2016 年 3 月
2-40	(再掲：2-5-③) 「龍谷大学法科大学院 2015 年度 FD 活動報告書」 2016 年 4 月
	(再掲：2-5-②) 『教員相互による授業参観』 参観シート・コメント集 [2015 年度] 2016 年 3 月
2-41	(再掲：2-27-①) 『授業アンケート』 集計結果集 [2015 年度] 2016 年 3 月

II. 評価結果

総評
基準 2-39 教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD 体制）の整備と実施については、学生による授業評価として「授業アンケート」を実施し、その集計結果を分析した上で、FD 全体会で討議している。また、集計結果とともにこの件に対する教員コメントも付して、ポータルサイトで学生及び教職員に公表している。また、「教員相互による授業参観」も実施され、その結果も FD 全体会で討議されている。これらのことから、体制の整備及び実施が適切に実行されていると判断する。 基準 2-40 FD 活動の有効性については、当該年度の活動状況の総括及び次年度への指針を文書に取りまとめ、「FD 全体会」で審議することによって検証され、次年度の課題として、「龍谷版共通的到達目標モデル」の測定方法に関する検討などを掲げていることは、PDCA サイクルが機能していることが明らかであり、大いに評価できる。 基準 2-41 学生による授業評価については、2-39 にて確認できた。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》 FD 活動の有効性については、当該年度末の「FD 全体会」で審議することによって検証され、次年度の課題を抽出していることは、PDCA サイクルが機能していることが明らかであり、大いに評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

III. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）
2-40 【勧告】
1) 平常点の評価が実際には各科目担当教員の裁量に任されており、法科大学院として成績評価の客観性・厳格性を確保するための取組みがなされているとはいいいがたく、明示された基準・方法に基づく成績評価の客観的かつ厳格な実施という観点から問題が認められる。したがって、今後は、成績評価の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等について、FD 活動を通じて検討し、改善を図ることが必要である（評価の視点 2-34、2-40）。

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(3)	成果等
	教育効果の測定／司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。	I ○	B	B
2-45 司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結び付いているか。	I ○	B	B

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-44 教育効果の測定については、前年度の評価結果で、留意点として、「客観的なデータに基づく教育目標の検証」、「龍谷版共通の到達目標モデル」を活用した授業への反映についての今後に期待する旨の指摘を受けており、以下のとおり対応した。 (1) 法科大学院固有の教育目標に係る達成状況の測定 教育目標に係る達成状況の測定については、「修了生進路状況調査」を活用した測定・検証を行っている。2015年度には、第1回教授会（2015. 4. 8開催）では、前年度末に実施した「修了生進路状況調査」の調査結果を配付し、教育目標に係る達成状況について審議に供した。その結果、教育目標については、達成しつつある状況であることを確認した。 (2) 「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定 本学法科大学院にとっての「基本的素養の水準」とは、「龍谷版共通の到達目標モデル」である。このモデルの策定は、2013年度であり、「共通の到達目標モデル（第二次案修正案）」をミニマム・スタンダードとして検討した上で、独自の教育理念に基づく内容を付加したものである（「龍谷版共通の到達目標モデル」p. 3）。 2014年度には、このモデルの授業への反映を図り、2015年度には、達成状況に係る測定方法の検討に取り組んだ。 具体的には、第4回FD全体会（2015. 11. 4開催）で、本件をテーマとした討議を行い、学生の学習到達度の測定方法については、①定期試験、②定期試験に代わる課題研究レポート、③中間試験、④小テスト等、⑤授業中の教員からの質問に対する応答内容を組み合わせることで成績評価を行うことで一致した。これにより、「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定方法に関する結論を得ることができた。 2-45 司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報の把握・分析状況並びに法科大学院の恒常的な改善を図るための活用状況については以下のとおりである。

(1) 司法試験受験者数及び合格者数に関する情報の把握・分析状況、活用状況について、

① 司法試験合格状況

法務省発表に基づく 2015 年司法試験の受験・合格状況及び前年との比較は、以下の表のとおりである。

	2015 年		【参考】2014 年	
	全国	本学	全国	本学
受験者数	8,016 人	90 人	8,015 人	105 人
短答合格者数	5,308 人	47 人	5,080 人	47 人
短答合格率	63.4%	52.2%	66.2%	44.8%
最終合格者数	1,850 人	8 人	1,810 人	8 人
最終合格率	23.1%	8.9%	22.6%	7.6%

2015 年度の実験合格率は 8.9%であり、前年と比べ、概ね横ばいであり、法科大学院認証評価における指摘事項との関連では、依然として全国平均（23.1%）の 2 分の 1 に達していない。

② 受験・成績の把握状況

司法試験の受験有無及び受験者成績（短答式成績・総合成績）については、キャリア委員会の統括の下、対象となる修了生全員に対し、電子メール、郵送等で調査票を送付し、情報提供を呼びかけている。この調査は試験終了後（5 月）、短答式試験の成績発表後（6 月）及び最終成績発表後（10 月）に実施している。また、修了生が研究生に出願する際（9 月・3 月）にも、出願書類に過去の司法試験成績を記入することを求めている。

これらの調査等による把握状況は、以下の表のとおりであり、把握率は前年度とほぼ同様である。

	2015 年	【参考】2014 年
受験者・短答合格者・最終合格者の氏名	全員を把握	全員を把握
短答式試験成績	受験者 90 人中 61 人の成績を把握 (把握率：67.8%)	受験者 105 人中 73 人の成績を把握 (把握率：69.5%)
総合成績	短答合格者 47 人中 33 人の成績を把握 (把握率：70.2%)	短答合格者 47 人中 33 人の成績を把握 (把握率：70.2%)

③ 分析・活用状況

司法試験に関する分析としては、2015 年司法試験の問題公表後、直ちに各授業担当者による出題分析を行い、FD 全体会で共有した。具体的には、第 2 回 FD 全体会（2015.6.10 開催）では、行政法、民法、商法及び民事訴訟法を、第 3 回 FD 全体会では、憲法、刑法及び刑事訴訟法を取り上げ、本学法科大学院の授業内容が、司法試験に対応しているか等の検討を行った（「2015 年度 FD 活動報告書」pp. 19-21）。

次に、2015 年 10 月 18 日及び 10 月 25 日には、教務委員会の統括の下、その年の司法試験合格者による体験報告会（合同ゼミ）を開催した。合同ゼミでは、各合格者が司法試験での答案を再現した資料を持ち寄り、試験の現場で、どのように思考し、どのように答案を作成したのかという報告を行った。法科大学院教員は、このゼミにコメンテーターとして参画し、学生・修了生に対する指導を行うことで、上述の FD で得られた知見の活用を図った（「2015 年度合格者 TS ゼミガイド」p. 3）。

さらに、第 4 回 FD 全体会（2015 年 11 月 4 日開催）では、司法試験成績と在学中の成績との相関に関する分析を行った。加えて、法務省から提供を受けた概括的な受験・成績状況に関する情報についても分析を行った（「2015 年度 FD 活動報告書」pp. 24-25）。その結果、在学中の学業成績が良好な者は司法試験の合格（不合格者にあっても短答式試験の合格）の可能性が高い傾向があり、本法科大学院における教育内容が司法試験において問われる内容に適合している結果が現れていることを確認した。また、今年度からの取り組みとして、司法試験合格者のアンケートについても分析を行った。その結果、合格者が合格のために克服すべき

とした課題の中から、ほとんどの合格者に共通する回答として、①正確な知識を身につける、②定められた時間内に答案を書ききる、③出題者が求めていることを読み解く等の特徴を抽出することができ、新しい知見が得られた。

今後は、司法試験合格状況の改善に向けて、各種分析から得られた知見を活かしていく予定である。

(2) 標準修業年限修了者数及び修了率に関する情報の把握・分析について

標準修業年限修了者数及び修了率に関する情報の把握・分析については、2015 年度には、2014 年度入学の既修者 2 人全員及び 2013 年度入学の未修者 8 人中 6 人が標準修業年限で修了している。

したがって、標準修業年限修了率は、80.0%である。

標準修業年限修了者の状況については、修了判定時の教授会で確認しているほか、第 2 回 FD 全体会 (2015. 6. 10 開催) で、前年度第 2 学期の成績分布とともに討議した (「2015 年度 FD 活動報告書」 pp. 19-21)。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点 (【改善勧告】【努力課題】【留意点】)」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況
・教授会の下で、教務委員会、FD 委員会及びキャリア委員会が相互に連携し、司法試験合格率の向上に努める。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項 (特色ある取り組みや成果創出など) とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況
・引き続き教授会の下で、教務委員会、FD 委員会及びキャリア委員会が相互に連携し、司法試験合格率の向上に努める。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-44	① 「龍谷版共通の到達目標に係る到達度の測定方法について (提案)」 2015 年 11 月 4 日 第 4 回 FD 全体会了承
	(再掲: 1-3-⑤) 「2014 年度 修了生進路状況調査 教育目標の検証に係る設問に関する集計結果」 2015 年 4 月 8 日教授会報告
	(再掲: 2-5-③) 「龍谷大学法科大学院 2015 年度 FD 活動報告書」 2016 年 4 月
	(再掲: 2-26-②) 「龍谷版共通の到達目標モデル」 2013 年 11 月
2-45	① 「2015 年度 司法試験受験状況調査の実施について」 2015 年 5 月 13 日教授会報告
	② 「2015 年司法試験に係る短答式試験の成績状況調査について (ご協力のお願ひ)」 2015 年 6 月 8 日付け文書
	③ 「2015 年司法試験にかかる総合成績状況調査について (ご協力のお願ひ)」 2015 年 9 月 18 日付け文書
	④ 「合格者アンケート集計結果<要約抜粋>」
	⑤ 「2015 年度 当法科大学院修了者の司法試験受験状況等の分析調査に関する実施報告書」 2016 年 1 月 20 日
	⑥ 「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.htm >最終アクセス: 2016/04/26
	(再掲: 2-5-③) 「龍谷大学法科大学院 2015 年度 FD 活動報告書」 2016 年 4 月
	(再掲: 2-24-⑤) 「2015 年度合格者 TS ゼミガイド」

Ⅱ. 評価結果

総評
基準2-44 教育目標に係る達成状況の測定については、「修了生進路状況調査」を活用した測定・検証を行っているが、その結果では概ね有益な回答を得ているが、達成基準が不明確であるため、一概に「達成しつつある状況である」とは判断しがたい。また、「龍谷版共通的到達目標モデル」に対する達成状況に係る測定方法について、FD全体会において、5項目を組み合わせて成績評価を行うことにより、統一的な達成状況の測定方法を確立することに結びついた点は評価できる。 基準 2-45 司法試験受験者数及び合格者数については、全体的な把握は十分なされていると判断する。ただし、2015年度の最終合格率は8.9%であり、前年と比べ概ね横ばいであり、依然として全国平均（23.1%）の2分の1に達していない状況である。その分析については、FD全体会での討議により、司法試験と教育課程との関係性や学生の学業成績と司法試験合格との関係は明らかになったが、合格率向上に向けた改善の努力を継続して頂きたい。 また、標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報は把握されており、適切であると判断する。分析状況については、FD全体会での討議した結果、問題はないと判断されている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
「龍谷版共通的到達目標モデル」に対する達成状況に係る測定方法について、FD全体会において、5項目を組み合わせて成績評価を行うことにより、統一的な達成状況の測定方法を確立したことは評価できる。今後の検証に期待したい。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）
2-45 【問題点】
1) 司法試験の合格率が経年的に全国平均の1/2未満であり、各種情報の把握・分析をより積極的に行い、その結果に基づき、合格状況を向上させることが望まれる（評価の視点2-45）

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準3	教員組織
①	専任教員数／専任教員としての能力／実務家教員

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-1 専任教員数に関して、法令上の基準（最低必要専任教員 12 名、学生 15 人につき専任教員 1 名）を遵守しているか（「告示第 53 号」第 1 条第 1 項）。	I ◎	A	A
3-2 専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「告示第 53 号」第 1 条第 5 項。なお、平成 25 年度まで「専門職」附則 2 が適用される。）。	I ◎	A	
3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第 53 号」第 1 条第 6 項）。	I ◎	A	
3-4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者（「専門職」第 5 条）	I ◎	A	A
3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね 2 割以上は、5 年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第 53 号」第 2 条）。	I ◎	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
3-1 専任教員数について、25 人の入学定員に対して年度当初には 16 人の専任教員を配置しており、年度途中で 1 人減（2015 年 9 月 30 日付依願退職）となったものの、基準は充足している。
3-2 専任教員については、設置以来一貫して法務研究科法務専攻 1 専攻に限り専任教員として取り扱っている。
3-3 専任教員の全員が教授であることから、適切に対応している。
3-4 専任教員の能力に係る点検・評価に関して、すべての専任教員は、当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、高度な技術・技能を有する者又は特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当し、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。
3-5 本法科大学院の必要最低教員数は 12 人であるから、実務家教員の必要最低人数はおおむね 2.4 人以上である。これに対して年度当初には 3 人の実務家教員（うち、民事実務関連科目の担当者：2 人、刑事実務関連科目の担当者：1 人）を配置しており、基準を充足していた。しかしながら、民事実務関連科目担当者のうち 1 人が、9 月 30 日付で急遽、依願退職したことから、10 月 1 日以降は 2 人となっている。

なお、退職教員が担当予定であった第2学期開講科目（「民事実務総合演習Ⅱ」）については、もう1人の民事実務関連科目担当者が担当したため、教育上の支障は生じなかった。
〔改善すべき点の確認〕前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状
説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
2015年10月1日以降の実務家教員の配置人数（2人）は、基準（おおむね2.4人以上）に照らして疑義が生じる状態となっている。しかしながら、民事実務関連科目の担当者については1人を確保できており、2016年度の学生数（3人）に照らせば、教育上の支障はない。また、当該年度末で学生全員が修了見込であることから、補充人事を行える状況にはない。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-1	①「2008-2015 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-3	（再掲：3-1-①）「2008-2015 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-4	①「研究者データベース」 http://kiku.hs.ryukoku.ac.jp/ （電子データなし）
3-5	（再掲：3-1-①）「2008-2015 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」

Ⅱ. 評価結果

総評
基準 3-1～3 いずれも「告示第 53 号」に照らして適切であると判断する。 基準 3-4 「専門職」第 5 条に照らして適切であると判断する。 基準 3-5 2015 年 10 月 1 日以降の実務家教員の配置人数（2 人）は、基準（おおむね 2.4 人以上）を満たしているとはいえない。学生が在学する限りは、自ら改善方策に示されているとおり、教育上の支障を生じさせないよう、十分配慮していただきたい。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準3	教員組織
②	専任教員の分野構成、科目配置／専任教員の構成

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	I◎	A	A
3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	I◎	A	
3-8 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある教員が配置されているか。	I○	A	
3-9 専任教員の年齢構成が、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上で支障を来すような、著しく偏ったものになっていないか(「大学院」第8条第5項)。	I◎	A	B
3-10 専任教員の男女構成比率について、配慮を行っているか。	II○	D	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
3-6 法律基本科目への専任教員の配置については、民法に3人、憲法及び刑法に各2人、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法に各1人(計11人)の専任教員を配置しており、適切に配置している。 3-7 科目群別の専兼比率について、法律基本科目では100%、基礎・隣接科目及び展開・先端科目では51%であることから、「法科院基準」に照らして適切な配置状況である。 3-8 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置について、2015年度は開講したすべての実務基礎科目(「法曹倫理」「刑事実務弁護」「民事実務総合演習」「刑事実務総合演習」)において、すべて実務経験のある教員を配置している。「法務研修」については、弁護士事務所や企業法務部が学生の実習先であり、実習先の指導担当者を客員教授又は非常勤講師に委嘱している。科目全体の運営についても実務家教員(専任・客員)が「プロジェクト担当教員」として参画している。 3-9 専任教員の年齢構成について、2015年5月1日現在で、専任教員16人のうち、31歳～40歳が0人、41歳～50歳が3人、51歳～60歳が7人、61歳～70歳が6人である。平均年齢は57歳であり、バランスの取れた構成となっている。

3-10 専任教員の男女構成比率は、専任教員全員（16 人）が男性であり、女性教員は在職していない（2015 年 5 月 1 日現在）。このような現状については、2014 年度法科大学院認証評価結果において、「問題点(助言)」として、教員の男女構成比率に偏りがあるとの指摘を受けた。そのため、組織廃止までに教員採用を行うことがあれば、女性教員の採用に努めることとしてきたが、2015 年度には採用人事は発生しなかった。
〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
問題点（助言）（法科大学院認証評価） 3-10 【問題点】 1）2014（平成 26）年度においては、専任教員 17 名全員が男性であり、教員の男女構成比率の偏りがある（評価の視点 3－10）。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
女性教員を欠く状況であることについて、法科大学院は次年度 2016 年度末で組織廃止（予定）であり、現段階で女性教員の採用を行うことは困難である。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-6	①2015 年度 授業科目別専任教員数（法律基本科目） （再掲：3-1-①）「2008-2015 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-7	①2015 年度 専任教員担当比率一覧
3-8	（再掲：2-9-①）「2015 年度版シラバス」2015 年 3 月 （再掲：3-1-①）「2008-2015 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」 （再掲：2-13-②）「2015 年度版 法務研修ガイド」2015 年 5 月 （再掲：2-13-①）「2015 年度『法務研修』プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」2015 年 9 月
3-9	① 2015 年度 専任教員年齢構成表
3-10	（再掲：3-1-①）「2008-2015 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」

Ⅱ. 評価結果

総評
基準 3-6～8 それぞれの教員配置並びに専兼比率については、根拠資料からも適切であると判断する。 基準 3-9 専任教員の年齢構成については、31 歳～40 歳が 0 人ではあるものの、著しく偏ったものではないと判断する。 基準 3-10 2014 年度認証評価結果における「問題点（助言）」を受け、女性教員の採用に対し取り組んで来れたが、採用人事が発生しなかったことから、現在も女性教員を欠く状況である。次年度 2016 年度末で組織廃止（予定）であり、現段階で女性教員の採用を行うことは困難であることはやむを得ないと認識する。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）
3-10 【問題点】
1) 2014（平成 26）年度においては、専任教員 17 名全員が男性であり、教員の男女構成比率の偏りがある（評価の視点 3-10）。

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準3	教員組織
③	専任教員の後継者の補充等／教員の募集・任免・昇格

[参考：2014 年度の現状（概要）]

教員の募集・任免・昇格については、全学規程である「教育職員選考基準」に基づいて行われ、法科大学院教員の選考については、これに加え「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考内規」及び「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」を定めている。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-11 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか。 (※募集停止等の理由により、「後継者の養成」については点検・評価の対象外とする。)	II○	A	A
3-12 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められているか。	I○	A	A
3-13 教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の責任において適切に行われているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

3-11 (※法科大学院においては、2015 年度から学生募集を停止し、在学生がすべて修了した時点で廃止を予定していることから、専任教員の後継者養成については自己点検の対象外とする。)

専任教員の補充については、募集停止を決定した後も、全ての学生が修了するまでの間、これまでと同様の教学体制及び学習支援を継続することが全学的に確認されており、必要に応じて適切な補充を行うことを確認している。

しかしながら、2016 年度末での廃止が予定される状況にあって、実務家教員の補充(3-5)や女性教員比率の改善(3-10)に際しては、教育上の支障を生じさせない範囲内で、現実的な対応をせざるを得ない場面も生じている。

3-13 専任教員の募集・任免・昇格に関しては、全学規程である「教育職員選考基準」に加え、「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考内規」及び「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」に則り、法科大学院教授会の責任において適切に行うこととなっている。なお、2015 年度に募集・任免・昇格の実績はなかった。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

専任教員の補充について、基本方針については適切であるが、現実的な対応をせざるを得ない場面（3-5 及び 3-10 参照）もあったと認識している。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-11	①「法科大学院における 2015 年度学生募集の停止及び廃止について（報告）」2014 年 3 月 28 日付け文書 ②「龍谷大学法科大学院の募集停止および廃止に寄せて」2014 年 3 月 http://www.ryukoku.ac.jp/news/detail.php?id=5690

II. 評価結果

総評	
基準 3-11 専任教員の補充については、募集停止を決定した後も全ての学生が修了するまでの間、これまでと同様の教学体制及び学習支援を継続することが全学的に確認されているが、2016 年度末での廃止が予定される状況にあって、教育上の支障を生じさせない範囲内で、現実的な対応をせざるを得ないことは理解できる。 基準 3-13 専任教員の募集・任免・昇格については、その実績はなかった。	
伸長すべき点（長所）	《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載	
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要	

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準3	教員組織
④	教員の教育研究条件／人的補助体制／教育研究の評価と教育方法の改善

[参考：2014 年度の現状（概要）]

教員の研究活動に必要な機会の保障については、本学では全学的に研究専念期間（長期・短期国外研究員および国内研究員、特別研究員等）を設けている。個人研究費の配分については、全学的にすべての専任教員に「個人研究費」等が支給されている。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-14 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲（多くとも年間 30 単位相当。みなし専任教員は 15 単位相当を上限とする。）となっているか。	I ◎	A	A
3-15 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか。	II ○	A	
3-16 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。	II ○	A	
3-17 教育研究に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。 (※「研究に資する人的な補助体制」については、法科大学院の点検・評価の対象外とする。)	II ○	A	A
3-18 専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法が整備されているか。	II ○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

3-14 各教員の 2015 年度の授業担当時間数について、最高授業担当時間数は 12.4 授業時間、平均 7.4 授業時間となっており、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲内である。

3-17 教育研究に資する人的な補助体制の整備については、以下のとおり実施している。

(教育研究のうち、研究に関する人的補助体制については、法科大学院単独で決定できる事項でないことから自己点検の対象外とする。)

授業補助については TA を配置しており、課外学習支援については TS 制度を設けている。

なお、TA 及び TS 制度については評価の視点 2-24 を参照されたい。

3-18 専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、すべての専任教員が、「教員活動自己点検」を通じて自らの教育研究を評価し、FD 全体会で全員の自己点検結果を回覧して課題を共有し、改善につなげていることから、適切に対応している（「2015 年度 FD 活動報告書」pp. 19-21）。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-14	① 2015 年度 専任教員の担当授業時間
3-18	（再掲：2-5-③）「龍谷大学法科大学院 2015 年度 FD 活動報告書」2016 年 4 月

II. 評価結果

総評 基準 3-14 各教員の授業担当時間数は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲内であることを確認した。 基準 3-18 専任教員の教育・研究活動の活性化度を評価する方法の整備については、すべての専任教員が、「教員活動自己点検」を通じて自らの教育研究を評価し、FD全体会で全員の自己点検結果を回覧して課題を共有し、改善につなげていることから、適切に対応していると判断する。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 5	学生生活への支援
	学生の心身の健康の保持／ハラスメントへの対応／ 学生への経済的支援／身体障がい者等への配慮／進 路についての相談体制

〔参考：2014 年度の現状（概要）〕

学生の心身の健康保持については、大学として保健管理センターを設置し、学生部とも連携しつつ、心身両面での相談・支援体制を整えている。ハラスメント対策については、「ハラスメントの防止等に関する規程」を整備しており、日常的な相談については、学生生活委員会が対応している。経済的支援については、法科大学院学費援助奨学金、法科大学院学業奨学金、法科大学院下宿者学業支援奨学金等の制度を整備している。

身体障がい者等の受け入れ体制については、大学として、全学的な指針である「修学支援の方針」及び「障がいのある学生への支援について」に基づき、点訳サービスやノートテイク・介助者の雇用等各種支援体制を整えている。

〔点検・評価項目について〕 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
5-1 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。	I ○	—	—
5-2 ハラスメントに関する規定及び相談体制が適切に整備され、それが学生へ周知されているか。	I ○	—	—
5-3 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。	I ○	—	—
5-4 身体障がい者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。	II ○	—	—
5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制及び修了生の進路等を把握する体制が適切に整備されているか。	I ○	A	A
5-7 休学者・退学者の状況及び理由の把握・分析に努め、適切な指導等がなされているか。（※4-16 から移動）	I ○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

5-5 学生の進路選択にかかわる相談対応及び支援については、キャリア委員会が担っている。キャリア委員会では、学生及び修了生の進路支援のため、就活セミナーの開催や、就職関係情報の提供等を行っているほか、2015年度からは業務委託によるキャリアカウンセリングを実施している。その詳細については以下のとおりである。

(1) キャリアカウンセリングの取り組み

2015年度から、人材サービス企業に業務委託の上、業務委託会社内及び本学にて、キャリア支援サービスの提供を開始した。支援サービス内容は、法科大学院修了生に特化したキャリアカウンセリングであり、今後の進路についての相談や就職活動を始めるにあたって、自己分析、応募書類作成、面接対策等の指導を、個別面談形式で行っている。

2015年度のキャリアカウンセリングの実績は36日実施し、利用者数は延べ45人であり、キャリアカウンセリング利用者からは、3人が就職済みである。

(2) 法科大学院生就職支援サイト「ジュリナビ」との連携による取り組み

「ジュリナビ」とは、全国の法科大学院が共同し、文部科学省の助成を受けて開発した就職支援サイトである。本学法科大学院では、学生・修了生にこのサイトの利用を勧めるとともに、ジュリナビを運営する株式会社ジュリスティクスの代表者を招聘してのセミナーについても開催している。2015年度のセミナーは2部構成とし、第1部では、ジュリスティクス代表及び本法科大学院キャリアアドバイザーによる講演を、第2部ではOBによる就活体験報告を企画した。

また、法科大学院教務課では、上述の取り組み以外にも、ジュリナビから提供を受けた就職関連情報のメール配信等も行っている。

(3) キャリアセンターとの連携による取り組み

法科大学院教務課とキャリアセンターとの間で日常的な情報交換を行い、法科大学院学生・修了生が応募可能な求人情報等の共有に取り組んでいる。得られた情報については、法科大学院教務課から学生・修了生にメール配信等を行い、周知している。

修了生の進路状況については、主に、「修了生進路状況調査」の実施等により、把握している。この調査の結果に研究生の在籍状況（司法試験受験準備のための在籍）等を加味した直近5年間の修了生の進路状況は、次のとおりである。2011年度以降の修了生106人の中では、司法試験受験準備中（53人・50.0%）が最も多く、次いで、進路先不明（28人・26.4%）、法曹資格を有さない就職者（13人・12.3%）、法曹有資格者（12人・11.3%）の順となっている。

2015年度の改善点としては、同年度から開始したキャリア支援サービス（キャリアカウンセリング）の利用者で、就職が決まった修了生には、その時点で進路状況調査への協力を依頼することとし、翌年2月に実施する修了生進路状況調査では、その時点でも進路先不明の修了生のみを対象にするように改めた。

その結果、進路不明者の割合は、前年度の34.5%から26.4%に減少した。

また、進路状況については、その一覧表及び司法試験の受験・合格状況に係る一覧表をweb上に公表している。司法試験合格者の実務での活躍状況についてもwebサイトで紹介している。

5-7 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等について、2015年度の退学者は0人、休学者は1人であった。休学理由については、原級留置により当該年次の配当科目を履修し終えたことによるものであり、学生生活主任による面談により休学理由、復学の見込み等を把握したうえで、所定の手続を行ったものである。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
5-5	① 「法科大学院修了生向けキャリア支援サービスのご案内」 2015 年 5 月 18 日付け掲示
	② 「法科大学院学生・修了生向け就活入門セミナーのご案内」 2015 年 6 月 4 日付け掲示
	③ 「2015 年度修了生を対象とする進路状況調査の実施について」 2016 年 2 月 3 日教授会承認
	④ 「2011-2015 年度修了生進路状況一覧」 2015 年度末時点
	⑤ 「司法試験受験・合格状況、修了生の進路状況」 〈 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/pass/index.html 〉 最終アクセス : 2016/04/20
	⑥ 「新司法試験合格者が語る (第 66 期司法修習生 岡村 政和 さん)」 〈 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message02_2014.html 〉 最終アクセス : 2016/04/20
	⑦ 「新司法試験合格者が語る (第 66 期司法修習生 仲 晃生 さん)」 〈 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message01_2014.html 〉 最終アクセス : 2016/04/20

II. 評価結果

総評
基準5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制については、学内のキャリア委員会が担っており、学生及び修了生の進路支援のため、就活セミナーの開催や、就職関係情報の提供等を行っている。具体的には、法科大学院生就職支援サイト「ジュリナビ」との連携や外部講師やOBによる就活入門セミナーを開催している。 また、法科大学院修了生に特化したキャリアカウンセリングとして、2015年度より業務委託会社と提携し、キャリア支援サービスの提供を新たに開始した。年間36日実施したところ、述べ45人が利用者し、その内3人が就職を決定した。支援したことが成果に結びついていることは大いに評価できる。今後も、継続して支援いただきたい。 修了生の進路等の把握については、主に「修了生進路状況調査」の実施等によって把握されている。2015 年度にその仕組みを改善されたことにより、進路不明者の割合が、前年度の 34.5%から 26.4%に減少した。これらの改善方策が、成果に結びついていることは評価できる。 基準 5-7 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等については、適切に行われている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
修了生に対する支援サービスを開始したことにより、成果に結びついていることは大いに評価できる。今後も、継続して支援いただきたい。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 6	施設・設備、図書館
①	教育形態に即した施設・設備／自習スペース／研究室の整備／情報関連設備及び人的体制／身体障がい者等への配慮／施設・設備の維持・充実

〔参考：2014 年度の現状（概要）〕

収容定員に応じた施設・設備を備えているほか、自主学習スペースとして、紫光館 1 階及び 2 階の深草図書館分室内に 185 席、紫光館 4 階の研究生専用の共同自習室に 77 席、24 時間利用可能なキャレルを設置している。専任教員には、1 人 1 室の個人研究室を用意している。

情報関連設備については、ノート型パソコンを学生全員に無償貸与しており、「法科大学院ポータルサイト」の導入及び全学の「ポータルサイト」の活用により、web 上での各種手続及び情報の提供に対応している。また、e ラーニングシステム及び法情報データベース等の導入により、ICT を活用した教育環境を整備し、専門スタッフも配置している。

身体障がい者等のための施設・設備の整備として、紫光館に車椅子対応のエレベーター、トイレを設置し、固定席式の講義室では、車椅子対応の座席を 1 席確保している。

〔点検・評価項目について〕 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
6-1 講義室、演習室その他の施設・設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか（「専門職」第 17 条）。	I◎	A	A
6-2 学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか。	I○	A	A
6-3 各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか。	I○	—	—
6-4 学生の学習及び教員による教育研究のために必要な情報インフラストラクチャーが適切に整備されているか。	I○	A	A
6-5 身体障がい者等のために適切な施設・設備が整備されているか。	II○	—	—
6-6 施設・設備を維持し、社会状況等の変化に合わせて、施設・設備を充実するよう、適切に配慮されているか。	II○	—	—

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については以下のとおりである。

学生用の自習スペースとしては、深草図書館分室内に 185 席のキャレルを備えた共同自習室を 1 室設置しており、教室に近接した場所で自習ができるよう、配慮している。また、利用時間については、休日を含めて 24 時間利用可能としている。

安全管理面では、共同自習室のある深草図書館分室の入り口は常時施錠しており、原則として、磁気式カードキーを貸与されている法科大学院学生、研究生及び教職員のみが入室できる扱いとしている。さらに、原則として月曜日から土曜日までの午前7時から午後10時までは、紫光館に守衛員が常駐しており、巡回等を行っている。それ以外の曜日・時間帯については、守衛員が常駐する紫英館への内線電話機を設置することで対応している。また、センサーが異常を感知すると、警備会社の係員が駆けつける遠隔監視システムについても導入しており、安全確保にも問題はない。 その他の自主学习スペースとしては、紫光館1階の深草図書館分室内にグループ自習室として利用できる共同学習室（10人収容）を3室設置しており、年間を通じて24時間利用可能である。このほかにも、授業の利用がない場合には、紫光館内の講義室及び演習室の貸出を行っている。貸出時間は、午前8時から午後9時30分までである。 なお、学生数及び研究生数の減少に伴い、紫光館4階に設置していた研究生専用の共同自習室（2室）については、2014年度中の決定にしたがい、2015年5月31日をもって閉鎖した。
〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
6-2	①「4階共同自習室の取扱いについて（提案）」2014年6月4日教授会承認

II. 評価結果

総評 学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については、深草図書館分室内に185席のキャレルを備えた共同自習室を1室設置しており、利用時間については、休日を含めて24時間利用可能としている。他にも、紫光館1階の深草図書館分室内にグループ自習室として利用できる共同学習室（10人収容）を3室設置し、24時間利用可能となっている。これらの状況から、スペース及び利用時間については、十分確保できている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 8	管理運営
	管理運営体制等／法科大学院固有の専任教員組織の長の任免／関係学部・研究科等との連携／財政基盤の確保

〔参考：2014 年度の現状（概要）〕

専門職大学院「学則」第 51 条に教授会の設置を定め、同第 52 条に審議・決定事項について定めている。運営の細目については、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会内規」を定めている。教授会が審議・決定権限を有する事項は、「学則」に明文化しており、専任教員組織である教授会に、意志決定の機会が制度的に保障されており、その決定が制度的に尊重されている。

また、本学は、「財政基本計画」に則した財政運営を行っており、その基本理念である「教学創造こそ財政」の認識の下、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を図ることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的發展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指している。

管理運営上の特色ある取り組みとしては、相互の連携協議を重ねるため、「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会」を設置している。

〔点検・評価項目について〕 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
8-1 法科大学院の管理運営に関する規程等が整備されているか。	I ○	A	A
8-2 法科大学院の設置形態に関わらず、法科大学院の教学及びその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。	I ◎	—	
8-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。	I ○	A	A
8-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。	I ○	A	A
8-5 法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか。	I ○	—	—

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

8-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免については、法科大学院の組織長である「研究科長」の選出方法等を、「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」で定めている。

8-4 法科大学院と関係する学部・研究科としては、法学部及び大学院法学研究科があるが、いずれも独立した教育課程を編成しており、その運営については、それぞれの教授会又は研究科委員会の下に置かれた教務委員会が担っている。ただし、いずれの教育課程も相互に密接な関連を有することから、定例協議の場として、法科大学院、法学部及び大学院法学研究科の研究科長・学部長及び各教務主任により構成される「三者協議会」を設置し、対応している。
〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
8-3	①龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規（2004 年 4 月 28 日）
8-4	①法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会の運営に関する申合せ（2007 年 4 月 11 日制定）

II. 評価結果

総評
法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免については、「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」にて適切に定め、実施されていると判断する。 法科大学院、法学部、大学院法学研究科ともに独立した教育課程を編成しているが、いずれの教育課程も相互に密接な関連を有することから、法科大学院、法学部及び大学院法学研究科の研究科長・学部長及び各教務主任により構成される「三者協議会」を設置し、対応がなされている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 9	点検・評価等
	自己点検・評価／評価結果等に基づく改善・向上

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
9-1 自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価を実施しているか（「学教法」第109条）。	I◎	A	A
9-2 自己点検・評価の結果を広く公表しているか（「学教法」第109条）。	I◎	A	
9-3 自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムを整備しているか。	I○	A	B
9-4 自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているか。また、認証評価機関等からの指摘事項に対し、適切に対応しているか。	I○	B	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
9-1 自己点検・評価のための組織体制の整備と実施については、以下のとおりである。 組織体制については、法科大学院自己点検・評価委員会を設置し、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」に基づく運営を行っている。当該委員会は、「全学大学評価会議」及び「大学評価委員会」とも連携しつつ、自己点検・評価を実施する体制を整備している。実施内容については、「龍谷大学内部質保証のあり方について」に基づき、「自己点検・評価制度」及び「教員活動自己点検」の2制度を2011年度から毎年度実施している。 9-2 自己点検・評価の結果の公表について、2009年度及び2014年度法科大学院認証評価時の「点検・評価報告書」等をwebサイトに公表している。 また、全学的に実施している自己点検・評価制度では、「全学的課題一覧」のみ公開しているが、法科大学院については、「法科大学院基準」に照らした場合には不十分な点があると判断し、2014年度実施分より、全シートを法科大学院webサイトに公開している。 9-3 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備について、法科大学院においても大学評価支援室が策定する「実施要領」に基づき実施している。 それに加えて、法科大学院認証評価及び「自己点検・評価制度」において改善課題の指摘を受けた場合には、法科大学院独自の制度として、自己点検・評価委員会が各委員会に対して定期的に（年2回）改善課題への対応状況に関する報告を求め、委員会で改善状況を確認する制度の導入を決めた（2014年度第12回自己点検・評価委員会）。この制度にもとづき、2015年度には4月及び10月時点で改善状況の確認を行った。 9-4 自己点検・評価の結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項への対応については、いずれの場合でも、改善すべき課題が明らかになった場合には、所管の委員会が改善の取り組みを行い、それを自己点検・評価委員会が取りまとめることとしている。さらに、2015年度からは、自己点検・評価委員会が各委員会に対して定期的に（年2回）改善課題への対応状況に関する報告を求め、委員会で改善状況を確認する制度を導入している（9-3参照）。

(1) 自己点検・評価の改善・向上への反映

評価の視点9-3で既述したとおり、全学の「実施要領」にもとづくフィードバックシステムにもとづき対応している。

2015年度自己点検・評価（対象年度：2014年度）において、「留意点」「改善勧告」及び「努力課題」の指摘はなかったが、2015年度から、自己点検・評価制度及び認証評価で改善が必要であるとの指摘を受けた事項については、自己点検・評価委員会が定期的に改善状況を確認する仕組みの運用を開始し、4月及び10月時点で点検を行った（9-3参照）。

(2) 認証評価機関からの指摘事項への対応

「2014年度認証評価結果」（大学基準協会）においては、適合評価を受けたものの、「勧告」1件、「問題点（助言）」4件の指摘を受けている。これらの指摘事項については、すでに改善の取り組みを行っており、その結果については「龍谷大学 法科大学院認証評価提言に係る改善状況及び今後の方向性」として、本学webサイトに公開している。

特に、「勧告」では、「平常点の評価が実際には各科目担当教員の裁量に任されており、法科大学院として成績評価の客観性・厳格性を確保するための取組みがなされているとはいいがたく、明示された基準・方法に基づく成績評価の客観的かつ厳格な実施という観点から問題が認められる。したがって、今後は、成績評価の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等について、FD活動を通じて検討し、改善を図ることが必要である。（評価の視点2-34、2-40）」との指摘がなされた。

これについては、すでに2014年度のうちに、成績評価の関連ガイドライン等（成績評価に係る基本方針、成績評価ガイドライン及び認証評価にかかる答案等の保管についての申合せ）を改定したうえで（2014年度第18回教授会承認）、2015年度のシラバス作成依頼に際して各教員に周知した。引き続き2015年度には、第4回FD全体会（2015年11月4日）において、2015年度第1学期開講科目について、改訂後の関連ガイドライン等にもとづく検証を実施し、問題がないことを確認した。第2学期開講科目については、2016年度のFD全体会で検証する予定である。このように、「法科大学院認証評価 改善計画及び改善状況報告書」に記載したスケジュールのとおり、改善が進捗していると判断している。（2-34参照）。

ただし、「問題点（助言）」のうち、教員の男女構成比率の偏り（評価の視点3-10）については、今後、組織廃止までに教員採用を行うことがあれば、引き続き女性教員の採用に努めることを確認したが、現実的には組織廃止までのあいだに教員採用の予定はない。また、「4. 学生の受け入れ」にかかる2項目（評価の視点4-9、評価の視点4-14および4-15）についても、学生募集を停止したため、指摘事項を確認するに留まっている。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

〔前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項〕

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
9-1	①龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規（2012年11月7日制定）
	②法科大学院自己点検・評価委員会内規（2011年6月8日制定）
9-2	①法科大学院 web ページ「自己点検・評価」 〈 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish/hyouka.html 〉
9-3	①「法科大学院における自己点検・評価について」（2015年1月20日改訂）
	②「2015（平成27）年度 改善課題への対応状況表」（第6回自己点検・評価委員会資料）
9-4	①本学ホームページ「認証評価」 http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/accreditation.html
	②「龍谷大学 法科大学院認証評価 一提及に係る改善状況及び今後の方向性」 http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/images/pdf/2014/kadai_law+.pdf
	（再掲：2-26-②）大学基準協会「龍谷大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」2015年3月

II. 評価結果

総評
基準9-1 自己点検・評価のための組織体制の整備と実施については、法科大学院自己点検・評価委員会を設置し、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」に基づき実施していることから適切であると判断する。 基準9-2 自己点検・評価の結果の公表については、法科大学院認証評価時の「点検・評価報告書」等をWebサイトに公表している。また、全学的に実施している自己点検・評価については、2014年度実施分より、全シートをWebサイトに公開されている。 基準9-3 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるための方策として、法科大学院認証評価及び「自己点検・評価制度」における改善等に対し、自己点検・評価委員会が各委員会に対して定期的に（年2回）改善課題への対応状況に関する報告を求め、委員会で改善状況を確認する制度を導入し、2015年度は4月及び10月時点で改善状況の確認を行っていることが根拠資料で確認できることから、システムは整備できていると評価する。 基準9-4 2015年度より、自己点検・評価制度及び認証評価で改善が必要であるとの指摘を受けた事項について、自己点検・評価委員会が定期的に改善状況を確認する仕組みの運用を開始し、4月及び10月時点で点検を行った。その結果については根拠資料をもって明らかであり、適切に対処されていると判断する。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
自己点検・評価制度及び認証評価で改善が必要であるとの指摘を受けた事項について、2015年度より、自己点検・評価委員会が定期的に改善状況を確認する仕組みの運用を開始し、4月及び10月時点で点検を行っている点については大いに評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 10	情報公開・説明責任
	情報公開・説明責任

[参考：2014 年度の現状（概要）]

全学規程「学校法人龍谷大学情報公開規程」の制定を踏まえて独自の「情報公開内規」を制定し、「情報公開委員会」を設置している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
10-1 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか（「学教法施規」第172条の2）。	I ◎	A	A
10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか。	I ○	A	
10-3 現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているか。	II ○	—	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

10-1 組織・運営と諸活動の状況に関する情報については、web サイトを用いて公開している。公開すべき情報については、「龍谷大学法科大学院情報の公開等に関する内規」（以下、「情報公開内規」という）第4条において、法令及び法科大学院基準に則って定め、それに基づき対応している。詳細については、同内規第7条に基づく情報公開委員会の議を経て、法科大学院長が年度当初に定めている。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
10-1	① 龍谷大学法科大学院 情報の公開等に関する内規（2014 年 2 月 19 日改正） （再掲：2-39-④）「情報の公表」 〈 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish.html 〉最終アクセス：2016/04/18

II. 評価結果

総評
基準 10-1 組織・運営と諸活動の状況に関する情報については、「龍谷大学法科大学院情報の公開等に関する内規」に基づき、Web 上で適切に公開している。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 11	特色ある取組み
	特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
11-1 理念・目的及び教育目標に即して、どのような特色ある教育研究活動が行われているか。	II○		

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

11-1 本学法科大学院における取り組みのうち、主なものとしては、「法務研修」を必修科目として開講し、エクスターンシップ（法律実務実習）を全学生に体験させることによって「理論と実務の架橋」を図っていることがあげられる（2-13）。

また、専任教員による学習相談制度（2-23）や、チュートリアル・スタッフ（TS）によるゼミの開講（2-24）など、きめ細やかな課外学習指導も特色のひとつであり、これらは、いずれも法科大学院認証評価で高く評価されている（「認証評価結果」pp. 1-2）。

〔改善すべき点の確認〕前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

新設項目のため、該当なし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

学生が在学する限り、最後までこれらの特色ある取り組みを維持する。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
11-1	（再掲：2-26-②）大学基準協会「龍谷大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」2015 年 3 月

Ⅱ. 評価結果

総評
法科大学院において、「法務研修」を必修科目として開講し、エクスターンシップ（法律実務実習）を全学生に体験させることによって「理論と実務の架橋」を図っていること、専任教員による学習相談制度の実施、チュートリアル・スタッフによるゼミの開講などが特色ある取組みとして挙げられる。これらの取組みは、法科大学院認証評価で高く評価されている。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
これらの特色ある取組みについては、引き続き維持して頂きたい。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要